

介護老人保健施設重要事項説明書

<令和8年9月1日現在>

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 024-946-6145 (8:30～17:00)

2 介護老人保健施設 啓寿園の概要

<施設の名称>社会医療法人あさかホスピタル併設介護老人保健施設啓寿園

<所在地>福島県郡山市安積町笹川字経坦31番地

<介護保険指定番号> 介護老人保健施設 啓寿園 (福島県 0750385015号)

①定員 入所定員 100人(内認知症専門棟40人)

②設置主体 社会医療法人 あさかホスピタル

③敷地面積 900m²

④建物床面積 1731.98m²

⑤構造 鉄筋コンクリート造

⑥竣工 平成3年3月

⑦事業許可 平成3年3月14日

⑧開所日 平成3年3月16日

⑨職員構成

- ・医師(通所と兼務): 日常的な医学的対応を行います。(管理者: 従業者の総括管理、指導を行います。) 1名以上
- ・薬剤師(兼務): 医師の指示に基づき調剤を行い施設で保管する薬剤を管理します。1名
- ・看護職員: 医師の指示に基づき投薬、検温等の医療行為を行うほか、施設サービス計画に基づく看護を行います。10名以上
- ・介護職員: 施設サービス計画書に基づく介護を行います。24名以上
- ・支援相談員: 利用者やご家族からの相談等に応じます。1名以上
- ・作業療法士・言語聴覚士・理学療法士: 医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。2名以上
- ・管理栄養士(通所と兼務): 利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。1名以上
- ・介護支援専門員: 利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の手続きを行います。1名以上
- ・事務職員: 事務処理を行います。2名以上

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

*希望によって、パン食が選べます。

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の支援も行います）

⑥リハビリテーション

⑦相談援助サービス

⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨理容サービス（予約制）

⑩行政手続代行

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。併設医療機関であるあさかホスピタルとは平時からの連携により必要に応じて利用者様の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催しております。

- ・ 協力医療機関

- ・ 名 称 公益財団法人 星総合病院
- ・ 住 所 福島県郡山市向河原町 159 番 1 号

- ・ 名 称 医療法人慈繁会 土屋病院
- ・ 住 所 福島県郡山市字山崎 76-1

- ・ 名 称 社会医療法人 あさかホスピタル
- ・ 住 所 福島県郡山市安積町笹川字経坦 4 5 番地

- ・ 併設歯科医療機関

- ・ 名 称 社会医療法人 あさかホスピタル
- ・ 住 所 福島県郡山市安積町笹川字経坦 4 5 番地

5 利用料金

別紙料金表参照

- * 介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、介護給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。
- * 日用消耗品、教養娯楽費につきましてはご利用者様の希望による選択となります。

6 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求を致します。原則口座振替（27日）によるお支払い
か翌月末日までに窓口にて現金もしくは所定のクレジットカード一括でお支払い下さい。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。

7 入退所の手続き

①入所手続き

まずは、電話で相談頂き、書面にてお申し込み下さい。状況に応じ実態調査や入所判定会議等を経て、居室に空きがあればご入所頂けます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

＊ 施設サービス計画の作成について、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

②ご利用者様のご都合で退所される場合、退所を希望する日の 14 日前までにお申し出下さい。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者様が病院に入院もしくは他の施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。

＊ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

④その他の契約解除

- ・利用者及び身元保証人（連帯保証人を兼ねる。以下、同様。）が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ・利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が、事業者や事業者職員または他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他、この契約を継続し難いほどの背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ・利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が事業者職員に対して、カスタマーハラスメントと考えられる行為その他これに準ずる言動、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為その他これに準ずる言動を行い、事業者がサービス継続困難であると判断した場合。この場合、契約終了14日前までに文書で通知致します。
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合、ご利用者様に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。
- ・ご利用者様の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護老人保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- ・当施設において定期的に実施される入所継続検討会議で、居宅において生活ができると判断された場合、ご利用者様または身元保証人と協議の上、契約を終了します。

8 当施設のサービスの特徴等

（1）施設の目的

当施設は、要介護状態と認定されたご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従ってご利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助するとともに、ご利用者様の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的としています。

（2）運営の方針

当施設では、ご利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる

よう、施設サービス計画書に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

当施設では、ご利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。

当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス提供者及び関係市町村とも連携を図り、ご利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、ご利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者様またはご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいようにご指導、ご説明を行うとともにご利用者様の同意を得て行っています。

ご利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得たご利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者様またはその代理人様の了解を得ることとします。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 は 原則午前 10 : 00～11 : 45、午後 2 : 00～4 : 00 までとする。
地域の感染状況、施設内の感染発生時には面会制限もしくは予約制に切り替えることがあります。
- ・消灯時間は午後 9 時です。
- ・外出、外泊の際は、所定の届出書に記入していただき、管理者が判断致します。
継続的なご家族様との関係づくりや在宅復帰支援の為、ご依頼の連絡が入る場合もごぞいます。
- ・感染対策により原則として食べ物、飲み物のお預かりはお断りしております。
- ・飲酒、喫煙は禁止と致します。
- ・火気の取り扱いについては厳禁です。ライター等の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・設備、器具の利用に際しては、本来の使用方法に従ってご使用下さい。
- ・所持品、備品等の持ち込みについては、ご相談に応じます。
- ・金銭・貴重品の管理は、身元保証人等をお願い致します。
- ・外泊時等の施設外での受診については、事前に施設の医師とご相談ください。
- ・宗教活動や利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ペットを施設内に持ち込むことは禁止です。
- ・他利用者様への迷惑行為は禁止です。

(4) サービスご利用のために

- | | | |
|---------------|---|--------------|
| ・男性介護職員の有無 | 有 | 必要に応じ対応いたします |
| ・従業員への研修の実施 | 有 | |
| ・サービスマニュアルの作成 | 有 | |
| ・身体拘束 | 有 | 契約書4条3参照 |

9 緊急時及び事故発生時の対応方法

ご利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族様へ速やかに連絡致します。また、場合によっては、行政機関等にも連絡をとり必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓。
- ・防災訓練 年2回 夜間想定訓練 年1回
- ・防火管理責任者 今村 剛久

11 サービス内容に関する相談、苦情（拘束）

① 当施設ご利用者様相談. 電話 024-946-6145

苦情受付担当：看護師長 紺野 春美 苦情解決責任者：施設長 佐久間 正
介護支援専門員 阿部 悠高 事務長 今村 剛久

② その他：当施設以外に、区市町村等の相談、苦情窓口でも受け付けています

(国民健康保険団体連合会 024-528-0040・郡山市 介護保険課 024-924-3021
福島県運営適正化委員会 024-523-2943 等)

12 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。(虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を含む)
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

13 法人の概要

- ・名称. 法人種別 社会医療法人 あさかホスピタル
- ・代表者役職. 氏名 理事長 佐久間 啓
- ・本部所在地：福島県郡山市安積町笹川字経坦45番地 電話番号：024-945-1701

・定款の目的及び事業

本社は、病院・診療所・介護老人保健施設を経営し、科学的かつ適正な医療及び疾病負傷等により、寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

14 第三者評価の有無 ・ ・ 無し

介護老人保健施設入所申し込み同意書

介護老人保健施設啓寿園の入所申し込みにあたり、介護老人保健施設啓寿園の重要事項説明書及び個人情報の利用目的、入所料金表を受領し、私及び身元保証人は、これらの内容に関して、支援相談員_____ による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

介護老人保健施設啓寿園
管理者 佐久間 正 殿

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代筆者>

住 所

氏 名

印

理 由 _____

<身元保証人>

住 所

氏 名

印